

五十市小学校放課後児童クラブ専用施設整備工事プロポーザル実施要領

1 業務の目的

五十市小学校敷地内に放課後児童クラブ専用施設を整備する。

2 業務の概要

- (1) 名称 五十市小学校放課後児童クラブ専用施設整備工事
- (2) 場所 都城市五十町2242番地の一部
- (3) 内容 専用施設整備に係る設計及び施工で、別紙1仕様書による。
- (4) 履行期間 契約締結の日から令和9年3月15日まで。ただし、設計完了時に設計図書について一部納品を行い、それ以外は令和9年3月15日までとする。
- (5) 提案上限額 62,920,000円
(消費税及び地方消費税相当額5,720,000円を含む。)

3 プロポーザル方式を採用する理由

民間活力を最大限活用するため、設計・施工一括方式による工事請負として発注するもので、発注者の意図に沿った設計及び施工が求められる。プロポーザル方式を採用することにより、設計段階から施工完了にいたるまでの技術的水準や取り組み体制等について、十分に吟味した上で受注者を決定することができるため。

4 業務スケジュール (予定)

内 容	日 程
選定委員会発足（審査方法並びに評価項目及び評価視点の決定）	令和8年9月4日（金）
公告日	令和8年9月14日（月）
参加表明書の受付期間	令和8年9月14日（月）から 令和8年9月28日（月）まで
質疑の受付	令和8年9月14日（月）から 令和8年9月30日（水）まで
参加資格要件の審査通知	令和8年9月30日（水）
技術提案書提出要請書の送付	令和8年9月30日（水）
質疑への回答	令和8年10月2日（金）
技術提案書受付期間	令和8年9月30日（水）から 令和8年10月6日（火）まで
プレゼンテーション等の実施	令和8年10月8日（木）
プレゼンテーション等による優先交渉者の選定・通知	令和8年10月13日（火）（予定）
契約締結日	令和8年10月下旬（予定）

※ただし、各実施日については、事務の都合等により変更の可能性あり。

5 指名型か公募型かの別 公募型

6 参加資格要件

提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律154号)に基づき更生手続開始の申立がなされている者、破産法(平成18年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。(再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。)
- (3) 都城市内に営業所を有する者は、市税等について完納していること。また、国税について滞納がないこと。
- (4) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (5) 参加表明書の提出期限から優先交渉者の選定までの間に、都城市の競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 国及び地方公共団体等の発注による本業務の内容と同種の業務又は類似の業務を過去3年以内において、元請として受注した実績を有する者であること。
- (7) 都城市の競争入札参加有資格事業者名簿(物品、役務、建設工事、建設コンサルタント)に登載され、現に競争入札参加の資格を有していること。

7 技術提案書の作成要領

(1) 作成要領

別紙2「技術提案書の作成要領」参照

(2) 内容についての質問の受付及び回答

ア 受付期間：令和8年9月14日(月)から令和8年9月30日(水)午後5時まで

イ 受付方法：質問書(様式第5号)を電子メールにて提出すること。

※電子メールの件名(Subject)には、「【会社名】五十市小学校放課後児童クラブ専用施設整備工事」と記載すること。また、送付後に事務局に対して電話にて送達確認を行うこと。

ウ 提出先：「12 応募・問合せ先」と同じ。

エ 回答方法：10月2日(金)午後5時までに、参加表明書を提出した全ての事業者にメールで送付する。

8 提出書類等

(1) 参加表明書

ア 提出書類

(ア) 参加表明書(様式第3号)

(イ) 事業者概要(任意様式 事業概要及び事業実績が分かるパンフレット等)

(ウ) 共同企業体構成員調書(様式第11号)

(エ) 委任状(様式第12号)

※(ウ)、(エ)については、複数の法人等で構成する共同企業体でプロポーザルに参加する場合のみ作成し、提出してください。

イ 提出期間

令和8年9月14日(月)から令和8年9月28日(月)まで

ウ 受付時間

午前9時から午後4時30分まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日は除く日(以下「平日」という。)とする。

エ 提出方法

持参又は書留郵送により、「12 応募・問合せ先」に提出してください。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とします。

オ 提出部数

各1部

カ 参加申込の結果通知

参加申込の結果について、令和8年9月30日（水）に通知する。

キ 辞退届の提出

参加表明書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次に掲げる方法で提出すること。なお、この場合において、その他の事業において不利益を受けることはないものとする。

(ア) 提出書類

辞退届（様式第6号）

(イ) 提出期限

令和8年10月6日（火）まで

(ウ) 受付時間

平日午前9時から午後4時30分まで

(エ) 提出方法

持参又は書留郵送により、「12 応募・問合せ先」に提出してください。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とします。

(2) 技術提案書

ア 提出書類

(ア) 技術提案書等提出書（様式第7号）

(イ) 会社概要（様式第8号）

(ウ) 業務実績（様式第9号）

(エ) 業務実施体制（任意様式）

(オ) 技術提案書（任意様式）

(カ) 見積書（任意様式だが、消費税及び地方消費税込みの総額を表示すること。ただし、設計、主体・外構工事、その他諸経費等内訳概要の分かるもの。）

イ 提出期間

令和8年9月30日（水）から令和8年10月6日（火）まで

ウ 受付時間

平日 午前9時から午後4時30分まで

エ 提出方法

持参又は書留郵送により、「12 応募・問合せ先」に提出してください。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とします。

オ 提出部数

正本1部、副本6部（副本は複写でも可とします。）

9 審査方法

(1) 選定委員会の構成

都城市プロポーザル方式等の実施に関する要綱（平成24年度告示第254号。以下「プロポーザル要綱」という。）第7条及び第8条の規定に基づき、都城市五十市小学校放課後児童クラブ専用施設整備工事選定委員会を設置する。委員は、庁内の関係職員6人（こども部長、こども政策課、保育課、教育政策課、教育施設課、住宅施設課）で組織する。

(2) 審査方法（書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査）

別紙3「評価項目及び評価基準」に基づいて、提出書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、優先交渉者を選定する。

ア 日程

令和8年10月8日（木）予定（日程詳細については別途連絡する。）

イ 出席者

1者3名以内

ウ 実施時間

1者30分以内（機器のセッティング・撤去に係る時間を含む。）

エ 貸出物品

机・椅子・電源・スクリーン・プロジェクターとする。それ以外の物品については、提案者の負担において用意すること。

（3）評価項目及び評価基準

別紙3「評価項目及び評価基準」のとおり

（4）審査結果の通知

プロポーザル要綱第12条第2項の規定に基づき、全ての提案者に対して、様式第2号審査結果通知書により通知するものとする。この場合において、優先交渉者にならなかった者に対しては、理由を付して通知する。

（5）審査結果の公表

審査結果について公表の請求があったときは、秘密事項を除き、その内容を公表するものとする。

なお、企業ノウハウ等に属し、秘密とすべき事項があれば、あらかじめ当該事項を技術提案書において特定し、発注者に指示すること。

10 契約に関する事項

（1）契約の締結

優先交渉者と都城市の間で、施工内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。

（2）契約保証金

契約締結に当たっては、受注者は都城市財務規則（平成18年規則第65号）第119条1項の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第119条第2項各号に該当するときは免除とする。

（3）その他

ア 契約代金の支払は、完了払とする。ただし、前払金を請求することができる。

イ 優先交渉者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を優先交渉者とする。

11 その他

（1）次に掲げる事項に該当する場合、失格とする。

ア 提出期限までに技術提案書等が到達しなかった場合及びプレゼンテーション審査に参加しなかった場合

イ 見積金額が、提案上限額を超えている場合

ウ 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合

- エ その他優先交渉者として選定するにふさわしくないと市が認める場合
- (2) 本プロポーザルに係る参加事業者側の費用は、全て参加事業者の負担とする。
 - (3) 技術提案書及び見積書は、1 者につき 1 提案に限る。
 - (4) 提出された技術提案書等は返却しない。
 - (5) 提出された技術提案書等は、優先交渉者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、都城市情報公開条例(平成 18 年条例第 28 号)に基づき対応する。
 - (6) 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。
 - (7) 技術提案書等の提出後、その内容について不明点等があった場合、本市から質問する場合がある。
 - (8) 提出期限以降における技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。ただし、市から指示があった場合は除く。
 - (9) 提出された技術提案書等に虚偽の記載をした場合は、技術提案書等を無効とするとともに、入札参加資格停止等の措置を行う場合がある。
 - (10) 参加事業者が 1 者の場合には、本プロポーザルを中止する場合がある。

12 応募・問合せ先

〒885-8555

宮崎県都城市姫城町 6 街区 21 号

都城市こども部こども政策課

電 話 0986-23-2684 (課直通)

F A X 0986-23-2620 (課共通)

E-mail kodomoseisaku@city.miyakonojo.miyazaki.jp